



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集登載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*4 和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則 (監察査察課) 1

○ 告示

180 木材業者等の登録	(林業振興課) 2
181 保安林の指定の解除	(森林整備課) 2
182〃	(〃) 2
183〃	(〃) 2
184〃	(〃) 3
185 保安林予定森林	(〃) 3
186 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不分明	(〃) 3
187 道路の区域変更	(道路保全課) 4
188 道路の供用開始	(〃) 4
189 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課) 4
190 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(〃) 5
191〃	(〃) 6
192 指定代理納付者の指定	(教育委員会) 6
193〃	(〃) 7

規 則

和歌山県規則第4号

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県職員倫理規則の一部を改正する規則

和歌山県職員倫理規則(平成19年和歌山県規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表 略 <u>公益財団法人和歌山県救急医療情報センター</u> <u>公益財団法人和歌山県栽培漁業協会</u> 略	別表 略 <u>公益財団法人和歌山県救急医療情報センター</u> <u>公益財団法人和歌山県地域地場産業振興センタ</u> <u>公益財団法人和歌山県栽培漁業協会</u> 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第180号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

令和3年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の様態	営業所又は工場の所在在地
6033	6015		令和3.1.19	田辺市新庄町1825-1	堀尾木材店 堀尾修三	木材・製材	田辺市新庄町1825-1 田辺市新庄町1580-2

和歌山県告示第181号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字窪1885の7（次の図に示す部分に限る。）、字垣立2212の6・2212の9・2220の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
 - 3 解除の理由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第182号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字宇井苔字滑谷1の1（次の図に示す部分に限る。）、字丸藪139の1（次の図に示す部分に限る。）、大字修理川字胡桃谷1286・1288（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字滝谷1563の3・1566の1・1566の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
 - 3 解除の理由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第183号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町大字高津尾川字迫谷136の7・136の10・136の13（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、大字高津尾字八軒道1622の4・1622の6・1622の8（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、字伊左ノ川1644の1・1644の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

る。）、大字三十井川字大又463の29から463の33まで、463の36、463の37、463の39、463の45、463の47

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かんよう}

3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第184号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町大字高津尾字伊左ノ川1651の2・1651の5・1652の1・1656（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第185号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡高野町大字大滝字宮垣内18の1、18の3、37の2、50

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

伊都郡高野町大字大滝字宮垣内18の1・18の3・37の2（以上3筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第186号

令和3年和歌山県告示第104号（以下「告示第104号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 所在が不分明である通知の相手方
堀内三佐代
 - 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第104号のとおり
-

和歌山県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田市新堂字三社255番3地先から同市新堂字天神245番2地先まで	旧	10.57 + 12.75	266.00	
同上	新	11.06 + 31.53	266.00	

和歌山県告示第188号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 有田市新堂字三社255番3地先から同市新堂字天神245番2地先まで

供用開始の期日 令和3年2月24日

和歌山県告示第189号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成30年7月17日付け和歌山県告示第823号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和3年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
名喜里・稻妻（I-1397）

- 3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第190号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

- (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

八幡谷川（4-363-1-025）、橙谷川（4-363-1-032）、橙谷南川（4-363-1-033）、小島西谷川（4-363-1-029）、薬師谷川（4-363-1-030-1）、薬師谷川（4-363-1-030-2）、宮池谷川（4-363-1-021）、寺池谷川（4-363-1-022）、下津野谷川（4-363-2-017）、水尻谷川（4-363-3-001）、西正寺谷川（4-363-1-016）、石ヶ谷西川（4-363-1-020）、長谷東川（4-363-2-006-1）、長谷東川（4-363-2-006-2）、東船坂谷川（4-363-2-007）、水谷川（4-363-2-009）、熊井出合（III-1627）、奥畠垣内（II-3200）、奥道京（1）（II-3205）、奥道京（2）（II-3206）、熊井扣井橋（1）（II-3202）、熊井扣井橋（2）（II-3203）、熊井垣ノ内（III-1630）、小島（I-2272）、明王寺向山（II-3197）、下津野堂ヶ谷（1）（II-3198）、下津野堂ヶ谷（2）（II-3199）、土生（I-3746）、小島（101）（I-40054）、水尻（101）（I-40055）、熊井（101）（II-40441）、熊井（102）（II-40442）、熊井（103）（I-40056）、船坂（I-763）、船坂（2）（I-3747）、出（I-3748）、長谷（I-3755）、長谷井ノ尻（II-3190）、長谷猪向（II-3191）、垣倉畠満（II-3207）、松原（109）（II-40439）、徳田笹尾（II-3210）、歓喜寺（103）（I-40044）、吉原（101）（I-40045）、吉原（103）（I-40046）、糸川（101）（II-40358）、糸川（102）（II-40359）、糸川（103）（II-40360）、糸川（104）（II-40361）、糸川（106）（II-40363）、糸川（107）（II-40364）、糸川（108）（II-40365）、糸川（109）（II-40366）、糸川（110）（II-40367）、中井原（102）（II-40373）、中井原（103）（II-40374）、中井原（104）（II-40375）、歓喜寺（101）（II-40377）、歓喜寺（102）（II-40378）、歓喜寺（106）（II-40381）、歓喜寺（107）（II-40382）、吉原（102）（II-40383）、吉原（104）（II-40384）、松原（101）（II-40385）、松原（102）（II-40386）、松原（103）（II-40387）、松原（104）（II-40388）、松原（105）（II-40389）、松原（106）（II-40390）、川口（101）（II-40393）、川口（102）（II-40394）、川口（104）（II-40396）、川口（106）（II-40398）、糸川（112）（II-40412）、糸川（113）（II-40413）、糸川（114）（II-40414）、徳田（102）（II-40482）、土生（101）（I-40066）、植野（101）（II-40483）、長谷（101）（I-40067）、長谷（102）（II-40484）、尾中（101）（II-40485）、西丹生岡（101）（II-40486）、垣倉（101）（I-40068）、垣倉（102）（I-40069）、垣倉（103）（II-40487）、垣倉（104）（I-40070）、奥（102）（II-40488）、奥（103）（II-40489）、奥（104）（II-40490）、奥（105）（II-40491）、奥（106）（II-40492）、奥（107）（I-40072）、奥（108）（II-40493）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令
(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。) で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流、地滑り及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

北奥谷西川 (4-363-2-018)、奥谷川 (4-363-1-023)、畦田 (547)、生石 (548)、本堂 (582)、
三瀬川 (583)、井谷 (586)、井谷 (587)、三瀬川 (603)、寺出 (604)、田角 (545)、小中 (55
0)、三瀬川 (632)、野田 (101) (II-40440)、徳田 (101) (II-40481)、奥 (101) (I-40071)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第191号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

名喜里・稻妻 (I-1397)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令
(平成13年政令第84号) で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、令和2年10月7日に次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和3年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定代理納付者の名称及びその主たる事務所の所在地

PayPay株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

和歌山県立博物館施設（和歌山県立近代美術館、和歌山県立博物館、和歌山県立紀伊風土記の丘及び和歌山県立自然博物館をいう。）の入場料及び図録等の販売代金

- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とする納付方法

指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用した納付方法

和歌山県告示第193号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、令和3年1月27日に次のとおり指定代理納付者を指定した。

令和3年2月24日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定代理納付者の名称及びその主たる事務所の所在地

三井住友カード株式会社

大阪府大阪市中央区今橋四丁目5番15号

- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入

和歌山県立博物館施設（和歌山県立近代美術館、和歌山県立博物館、和歌山県立紀伊風土記の丘及び和歌山県立自然博物館をいう。）の入場料及び図録等の販売代金

- 3 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカード

次の国際ブランドマークが付されたクレジットカード

VISA、MasterCard